

日本代表ユニフォーム及び日本代表ジャージへの協会スポンサーロゴ掲出及び
個人スポンサーに関するルールについて

1. 日本フェンシング協会スポンサーロゴの掲出について

① 競技用ユニフォーム

【掲出スポンサー】協会スポンサー別紙参照

i .TOP Partner 、GOLD Partner については必須とする。

(掲載企業とその数については、別途指定する)

ii .TOP Partner、GOLD Partner 以外で掲出する場合には協賛金額の大きい企業を優先的に掲出する。一つの掲載枠に複数の企業ロゴを掲出する場合もある。掲載数は日本フェンシング協会の判断で決定するものとする。

*協賛金額が同額な場合には長期継続スポンサーを優先とし、その判断基準は過去5年まで遡及した累計年数とする。

iii .掲出期間

掲出期間は9月～翌年8月の1年間とする。その期間に TOP Partner、GOLD Partner との契約が解除された場合には前項 ii の基準通り掲出する。

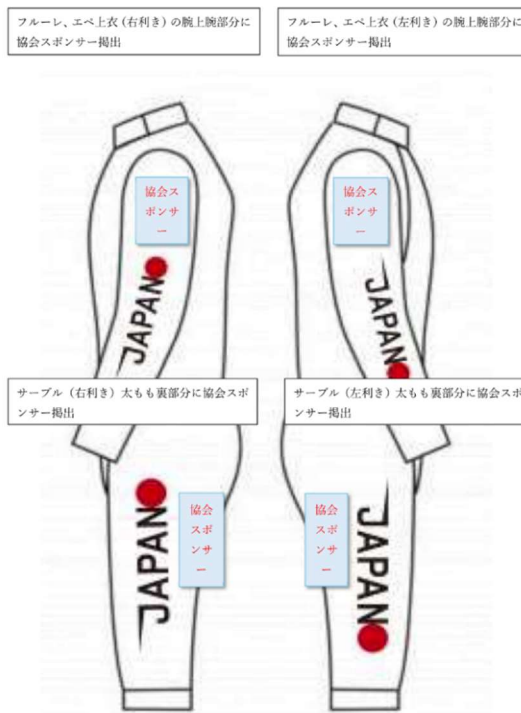
【掲出場所】

i、エペ・フルーレ

ユニフォーム上衣で剣を持っていない上腕部へ最大3つ（一か所 85 cm²/FIE ルール）とする。

ii、サーブル

ユニフォーム下衣で剣を持っていない側の足の部分で国章とは明確に別の場所（最大3つ 85 cm²/FIE ルール）とする。



② ジャージ

【掲出スポンサー】

協会スポンサー

【掲出場所】

上衣前身頃

2. 個人スポンサーについて

各個人でロゴ掲出を希望するスポンサーと契約する場合には、以下の条件に留意して契約を締結すること。また、選手とその個人スポンサー間での契約に関する問題や係争については、日本フェンシング協会及び協会スポンサーは一切関知しない。

- ① 日本フェンシング協会の TOP Partner、GOLD Partner、OFFICIAL Partner、OFFICIAL Supplier、PARTNER スポンサーとの競合企業ではないこと。また、それ以外のスポンサーについても最大限考慮すること。
(ロゴ掲出を希望しない個人スポンサーについては、協会のスポンサーと競合する企業であっても許可する場合がある)
- ② ロゴ掲出を希望するスポンサーの最低協賛金額は、現金及び現金同等物：300 万円以上・現金等以外の場合：上代 600 万円相当以上とする。
- ③ 特定の政治団体や宗教団体を支援し、又はそのような誤解を生じさせ若しくはそのようなおそれがあるときは、ロゴ掲出が認められない場合があること。
- ④ 反社会的勢力ではないこと。
- ⑤ 個人スポンサーにおいては、協会と協会スポンサーとの契約内容やその活動内容への意見や苦情等を申し立てないこと。

3. 個人スポンサーロゴについて

- ① TOP Partner、GOLD Partner、OFFICIAL Partner、OFFICIAL Supplier の意向により商品名は掲載できない場合がある。
- ② 特定の政治団体や宗教団体を支援し、又はそのような誤解を生じさせ若しくはそのようなおそれがあるときは、ロゴ掲出が認められない場合があること。
- ③ 飲酒・喫煙・成人向け指定の商品名やそのロゴについては掲出できない。

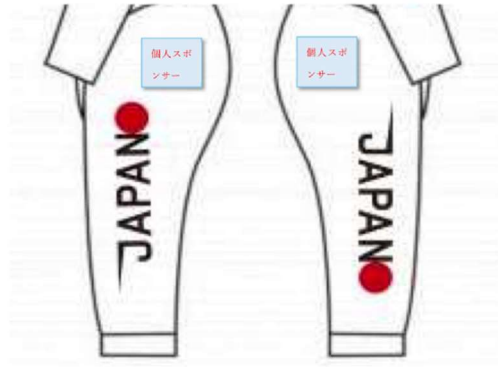
4. 個人スポンサーのロゴ掲出について

① 競技用ユニフォーム

各種目下衣のポケット部分（一か所 85 cm²/FIE ルール）とし、それ以外の場所には掲出できない。（掲出企業数は 1 社とする）、

フルーレ、エペ、サーブル下衣（右利き）の
ポケット部分に掲出可

フルーレ、エペ、サーブル下衣（左利き）の
ポケット部分に掲出可



② ジャージ

上腕部肩から 8cm 下に横 10cm×縦 3cm の枠に 1 つ（1 社）掲載可能とする。

5. その他

- ① 競技用ユニフォーム、ジャージの個人スポンサーは同一企業・団体（同一ロゴ）のものとする。
- ② 掲出にかかる印刷及びワッペン等の作成費に関しては個人負担とする。
- ③ 個人スポンサー契約に関して、契約書・請求書等は協会の確認を要するものとする。
- ④ ロゴ掲出を希望するスポンサーの競合・掲載可否判断については日本フェンシング協会の承認を要するものとする。

※お問い合わせは下記のメールアドレスにてお願い致します。

otoiwase@fencing-jpn.jp